

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
部活動及び寄宿舎における対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」及びこれに関する「Q&A」等で示しているところですが、部活動及び寄宿舎における感染拡大防止に関する対応について、下記のことをはじめとする留意事項を再度ご確認いただき、改めて関係者への周知・徹底をお願いいたします。

記

1 部活動における対応について

特に次の点をはじめとする留意事項について、部活動顧問・指導者及び関係者への周知・徹底を図り、部活動における感染症対策に万全を期すこと。

- (1) 活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、保護者の気づきや不安を汲みとるよう努めること。
- (2) 体調面に少しでも不安のある児童生徒等については部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう顧問・指導者から適切に指示すること。
- (3) 各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加については、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、参加の可否を十分に検討すること。
- (4) 大会等を主催する場合には、国及び島根県が示す外出自粛制限、参加校の所在地の感染状況や自治体が提供している情報などを確認し、状況に応じて大会等の開催を含め、受け入れの可否を十分に検討すること。

2 寄宿舎における対応について

特に次の点をはじめとする留意事項について、教職員及び関係者への周知・徹底を図り、寄宿舎における感染症対策に万全を期すこと。

- (1) 毎朝の検温と健康状況の確認を行い、記録をとること。
- (2) 寄宿舎内ではマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。また、舎室等の定期的な換気を徹底すること。
- (3) 食事の際には、直前までマスクを着用する、同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事時の会話は控えるなどの対応をとること。
- (4) 入浴については、寄宿舎生ごとに利用時間を割り振るなど、同時に入浴する人数を制限するなどの対応をとること。
- (5) ドアノブや手すりなど、児童生徒等がよく手を触れる箇所は、1日に1回以上消毒を行うこと。
- (6) 体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができる環境を整えること。
- (7) 体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控え、「Q&A」を参照して保護者と連絡をとり、適切に対応すること。

（担当）

学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

特別支援教育課指導スタッフ（0852-22-5988）

保健体育課学校体育グループ（0852-22-5426）